

令和6年11月7日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期限
X-193	ワークライフバランス推進啓発動画の作成役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年11月29日（金）11：00
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年11月21日（木）12：00までに提出しなければならない。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年11月27日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

適合条件

1 条件

受注者については、以下の条件を満たし、かつ、その知見及び実績について資料を提出し、官側の承認を得ること。

- ・男女共同参画や仕事と生活の両立支援分野の知見を有し、過去に研修やコンサルティング等を実施した実績を有すること
- ・過去に男女共同参画や仕事と生活の両立支援分野の啓発動画を作成した実績を有すること。

2 提出書類

以下の内容を記載した書類を作成し提出すること。

なお、形式は任意とするが、提出書類には社名を記載し、社印を押印するものとする。

- ①制作した動画の提供先企業、官公庁等の名称（ただし、原契約に保秘条項があり、提供先企業、官公庁等の名称を明らかにすることができない場合は、企業名等の記載を省略することができる。）
- ②動画の概要（扱ったテーマ等）
- ③動画の再生時間

3 提出部数

1 部

4 提出期限

令和6年11月21日（木）

5 その他

- （1）虚偽がないものとする。
- （2）上記書類提出後、官側から細部補足資料を求める場合がある。
- （3）提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前営業日の17時00分までとする。

仕様書		
品 名	ワークライフバランス推進啓発動画の作成役務	作 成 年 月 日
		令和6年10月30日
		人事教育局人事計画・補任課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊におけるワークライフバランス推進啓発動画の作成役務について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の目的等

防衛省職員に対しワークライフバランス推進啓発を行う。

全職員のワークライフバランス（以下、「WLB」）の推進は、部隊指揮官、管理職員、女性職員、要介護者がいる職員など様々な立場の者が、その重要性を理解して取り組む必要があるため、職員が作成した動画を視聴することにより、職員の価値観や意識を改革し、職場における女性職員の活躍及びWLBの一層の推進を図る。

2.2 役務の内容

2.2.1 役務の対象品目及び数量

契約相手方は、下表に示す内容の動画を作成し、指定された媒体により指定の提出先へ提出することとする。

番号	名称	媒体・数量	提出先
1	男性職員の育児休業促進動画のデータ	電子媒体 (Windows OSの環境下 において閲覧・編集す ることができる形式) 及びCD-R（1部）	〒162-8801 東京都新宿区市谷 本村町5-1 防衛省人事教育局 人事計画・補任課
2	仕事と介護の両立支援動画のデータ		
3	動画テキスト原稿		

2.2.2 企画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、この役務の内容について官側と調整し、以

下に示す方針に基づいた動画作成に伴う“企画書”（動画の構成、その他動画の制作に必要な官側と契約相手方との調整事項を含み、役務完了までのスケジュール及び本役務を履行するための組織体制を記載すること。様式適宜）を動画の作成前に官側に提出し承認を得ること。

動画は官側が承認した企画書を基に作成することとし、動画の完成までに官側による複数回の確認（修正）の指示を受けること。

なお、動画の作成はキャラクターを進行役としたアニメーションによる動画を作成すること。

(1) 男性職員の育児休業促進動画

今年度より防衛省では育児休業の取得目標を政府目標と同じ 85%へ引上げており、育児休業取得率向上を目指すため、職員にとって親しみやすい内容となるよう、キャラクターを進行役としたアニメーション動画の形式を用いて、取得の必要性や効果、取得時の心構え及び管理者としての対応などについて伝える内容とする。

(2) 仕事と介護の両立支援動画

2025年問題により4人に1人が介護を必要とする時代に突入し、介護に携わる隊員も今後一気に増加することが予想される一方で、防衛省においては、育児と比較して介護に関する制度が職員に周知されているとはいえない現状認識に鑑み、まずは、介護制度に関する理解をわかりやすく組織内に浸透させ、あわせて、どうしたら介護をしながら働き続けられるかといった、介護支援制度の活用や介護に対する備え・心構えなどを伝える内容とする。

※ 動画時間は上記(1)及び(2)ともに、業務等のスキマ時間で容易に視聴できるよう、それぞれ10～15分程度とする。

2.2.3 ナレーションに関する事項

契約相手方は、ナレーション原稿を作成し撮影前に官側の承認を得ること。ナレーターは契約相手方が準備すること。

2.2.4 BGMについて

契約相手方は、作成動画項目の各シーンに適合したBGMを作成または選定し、官側に事前承認を得たものを使用すること。

なお、BGMの使用に伴う著作権等の諸手続きについては、契約相手方において行なうこと。

2.2.5 アニメーション・CGについて

契約相手方は、動画にアニメーション又はCGを挿入する場合は、契約相手方において作成すること。

なお、アニメーションに登場させるキャラクターの基本的なデザインについては、必要に応じて官側の支援を受けることができる。

2.3 その他の留意事項

2.2.1の提出物は、エコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用すること。

2.4 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時（2.2.1の役務の対象物品の提出後）に支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

2.5 履行期限

令和7年3月31日（月）

3 実施体制

受注者は、過去に企業や官公庁等の男性の育児休業取得促進および仕事と介護の両立支援に関するアニメーション動画の作成・提供経験があり、男女共同参画や仕事と介護の両立支援分野において研修やコンサルティングなどの知見・実績を有すること。

なお、上記の知見・実績については、付紙のとおり、官側に実績等を記載した書面を提出すること。

4 保全

契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。また、契約相手方が契約の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該者に同様の保全の約定をさせるものとする。

5 その他の指示

5.1 著作権の確認

本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

5.2 知的財産権

契約の相手方は、官に提出された著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を納入と同時に官に譲渡し、また、契約の相手方は著作権者人格権を行使せず、契約の相手方は第三者に著作権者人格権を行使させないこと。

5.3 官側の支援

契約相手方は、本役務を遂行するに当たり、官の保有するデータ及び文献等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、官側に申請し無償で支援を受けることができるものとする。

また、官側の支援が必要な場合は、官側と協議の上、支援内容について決定する。

5.4 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び契約約款の条項を遵守するものとする。

5.5 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があつ

た場合には、これに従うものとする。

5.6 疑義

この仕様書により難しい場合には、契約相手方と支出負担行為担当官等との間で協議し、処理するものとする。